

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設制度規則

平成 27 年 10 月 30 日制定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 10 月 4 日改定	令和 3 年 10 月 8 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定
平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 10 月 4 日施行	令和 3 年 10 月 8 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行

令和 8 年 5 月 24 日改定	令和 8 年 8 月 11 日改定
令和 8 年 5 月 24 日施行	令和 8 年 8 月 11 日施行

第 1 章 総 則

第 1 条 一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「学会」という）が認定する学会歯科麻酔指導医（以下「指導医」という）とは、学会が認定した資格である。

学会認定医ならびに歯科麻酔専門医を指導するために十分な能力があり、歯科麻酔科関連領域の指導と管理に専従する者を指導医といい、そのための施設を歯科麻酔学指導施設という。歯科麻酔学指導施設とは、学会専門医審査委員会（以下「審査委員会」という）が審査した後、理事会の議を経て、一般社団法人 日本歯科専門医機構（以下「専門医機構」という）が研修施設として認定した施設である。指導医と歯科麻酔学指導施設は一对の資格である。

歯科麻酔学指導施設での研修は、学会認定医および歯科麻酔専門医の申請のための研修として認められる。

指導医の役割は以下の通りとする。

- 1 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- 2 顎顔面領域の疼痛管理に関する臨床または研究
- 3 障害者（児）、高齢者、有病者歯科患者の管理に関する臨床または研究
- 4 歯科麻酔学の専門的知識と臨床経験を基盤とした安全、円滑な歯科診療の推進
- 5 学会認定医ならびに歯科麻酔専門医の指導
- 6 地域歯科医療における歯科麻酔学の普及ならびに指導

第 2 章 申請者の資格

第 2 条 指導医は、以下の各号に掲げる資格のいずれかを満たさなければならない。

なお、ここでいう専従とは前記の業務に週 3 日以上携わっていることをいい、1 歯科麻酔学指導施設につき 1 指導医とし、当該の歯科麻酔学指導施設を辞する場合にはその資格は失効する。

- 1 大学病院等で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門の長であり、歯科麻酔専門医であること
- 2 大学病院等で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門の長であり、一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医（以下、「麻酔科専門医」という）で、かつ日本歯科麻酔学会認定医であること
- 3 歯科麻酔専門医あるいは麻酔科専門医取得後、申請までの間、歯科麻酔専門医では歯科麻酔科分野、また麻酔科専門医では医科あるいは歯科麻酔科分野の業務に満 5 年以上継続して専従し

ていること

第3章 歯科麻酔学指導施設の資格

第3条 指導医が所属する1診療科等につき歯科麻酔指導医は1名とする。

- 2 指導医申請が可能な歯科麻酔専門医または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が認定する麻酔科専門医が、常勤かつ歯科麻酔科業務に専従していること。但し、指導医が麻酔科専門医である場合、同施設に歯科麻酔専門医が常勤かつ歯科麻酔科業務に専従していること。

第4章 申請の方法

第4条 前条の審査を受けようとするものは、審査申請料を添えて、次の各項の申請書類を審査委員会に提出しなければならない。

- 1 歯科麻酔学指導施設認定申請書
- 2 歯科麻酔指導医履歴書
- 3 歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証（写し）
- 4 申請施設に関する報告書
- 5 払込控貼付用紙
- 6 その他必要とされる書類

第5章 審査および認定

第5条 指導医ならびに歯科麻酔学指導施設の認定のための審査は、書類審査と実地審査を行うものとする。

- 1 書類審査については、審査委員会が指導医としての適否を判定し、理事会に答申して承認を得るものとする。
- 2 実地審査については、審査委員会委員より選出された実地審査委員が、次の通り審査を行う。実地審査内容については、この規則に定めるものの他、指導医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。
 - (1) 実地審査委員は、書類審査合格となった当該申請施設について、提出された「指導施設申請のための施設に関する報告書」および実地審査のためのチェックリストをもとに実地審査を実施する。
 - (2) 実地審査委員は、実地審査終了後に実地審査報告書と、記入済のチェックリストを専門医審査委員会に提出する。
 - (3) 審査委員会は、これらの書類と実地審査のための審査委員からの意見をもとに、申請施設の歯科麻酔学指導施設としての認定について協議し、その結果を理事会に報告する。
 - (4) 理事会は申請施設の歯科麻酔学指導施設としての認定について審議し、その可否を決定する。

- 第6条 書類審査ならびに実地審査に合格したものは、理事会の議を経て、指導医と認定され、指導医認定証が交付される。
- 2 書類審査ならびに実地審査に合格した施設は、理事会の議を経て専門医機構に研修施設として申請され、認定された施設は専門医機構より認定証が交付される。

第6章 審査委員会ならびに実地審査委員

- 第8条 審査委員会は、歯科麻酔専門医制度規則に規定する専門医審査委員会が兼ねる。
- 第9条 実地審査委員は、審査委員会委員長、および審査委員会委員の中で申請施設と無関係な2名の合計3名を理事長が指名する。
- 2 実地審査委員は、申請施設から食事・謝礼等の接待・供応を受けてはならない。

第7章 資格の更新

- 第10条 指導医ならびに歯科麻酔学指導施設は、資格認定後5年ごとに更新を行わなければならない。更新の際には、書類審査および必要に応じて実地審査を受けるものとする。更新申請者は、更新審査料を添えて、更新に必要な書類を審査委員会へ提出し、書類審査を受ける。
- 第11条 更新の認定は、審査委員会の議を経て、理事会で行われる。但し、専門医機構の研修施設として認定されている歯科麻酔学指導施設は、審査委員会と理事会の議を経た後、専門医機構に研修施設としての更新申請し、専門医機構が認定する。

第8章 資格の喪失

- 第12条 指導医ならびに歯科麻酔学指導施設は、次の場合、審査委員会の答申により、理事会の議を経て、その資格を喪失する。資格を喪失した場合、専門医機構に申請し研修施設としての認定も喪失する。
- なお、指導医は、定年等で、あらかじめ当該の歯科麻酔学指導施設を辞することが明らかな場合、事前に審査委員会に報告するとともに、歯科麻酔学指導施設資格を継続するための後任者の申請を行わなければならない。
- 1 当該指導医が資格の辞退を申し出たとき。
 - 2 当該指導医が所属する施設を辞するとき。
 - 3 資格が更新されなかったとき。
 - 4 歯科麻酔学指導施設が歯科麻酔学指導施設の要件を満たさなくなったとき。
 - 5 その他、理事会が、不相当と認めたとき。
- 第13条 歯科麻酔学指導施設は、指導医の欠員等、当該施設が歯科麻酔学指導施設の要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。理事会はその報告

を受け、専門医機構に申請し当該施設の歯科麻酔学指導施設としての認定を取り消すものとする。

- 2 歯科麻酔学指導施設は、日本歯科麻酔学会が行う歯科麻酔に関する教育および育成事業ならびに研究および調査に協力する義務がある。正当な理由なしに協力を行なわなかった場合は歯科麻酔学指導施設の更新を認めないことがある。また、上記の研究および調査に協力しなかった期間中の症例は、学会認定医の申請症例として認めないことがある。

第9章 規則の変更

- 第14条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の議を経て、社員総会の承認を必要とする。但し、専門医機構の承認が必要な内容の変更については、理事会での承認後、専門医機構の承認を必要とする。

第10章 補 則

- 第15条 申請審査料および更新審査料は別に定める。